

令和4年第4回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年4月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
		16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	杉村 由幸	7番	瀧 信義
10番	木村 均	15番	宮田 佳司
17番	小原 正広		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第4回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、瀧委員、宮田委員、杉村委員、木村委員、小原委員の5名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いします。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。農作業が忙しくなる時期かと思いますが、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、只今から、令和4年第4回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は14人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、18番竹田八重子委員、19番八木章嘉委員を指名いたします。

次に日程第2議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみになります。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 6,759 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 400 日農業に従事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 5,794 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 250 日農業に従事しています。

番号3番と4番は受人が同一のため一括で説明いたします。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

3番と4番は贈与での所有権移転です。

3番の受人と渡人は親子関係、4番は夫婦関係にあり、それぞれ後継者へ継承するものです。

受人は現在 14,732 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 70 日、世帯では 570 日農業に従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 10,342 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 80 日、世帯では 480 日農業に従事しております。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの申請は渡人が亡くなっているため、相続財産管理人である弁護士が代理者となって申請しています。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 1,853 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 410 日農業に従事しております。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在2,678㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では710日農業に従事しております。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在4,408㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しております。

4ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年5月1日から2年間の賃借権の設定です。

受人は、旅行会社ではありますが、申請地を借り受けて、農園利用方式での市民農園を開設する予定となっております。市民農園を開設し、農園の利用者が農作業を行います、使用収益する権利が利用者に生じないため、利用者には農地法の手続きは必要ありません。

受人は今回の申請で2,035㎡の農地を経営することとなり、年間通して農業に従事する役員は二人です。

なお、株式会社稲沢旅行社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃貸借契約となっております。

5ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計9件、移動の土地は、田 10筆 4,332㎡、畑 3筆 1,908㎡、合計13筆 6,240㎡です。

以上9件のうち、番号1番から8番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号9番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっております、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても、許可要件を満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6ページをお願いします。

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

7ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、1件、転用の土地は、畑1筆304㎡、合計304㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

つづきまして、9ページをお願いいたします。議案第19号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは社会福祉施設を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは太陽光パネルを設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは通路、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

宅地と一体利用します。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

宅地と一体利用します。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは社会福祉施設、駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして11ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

雑種地と一体利用します。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

宅地と一体利用します。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは排水資材置場を設置します。

令和4年6月1日から令和5年3月31日までの一時転用です。

つづきまして、12ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、16件 転用土地 田 4筆 1,556㎡ 畑 12筆 5,052.60㎡ 合計 6,608.60㎡です。

以上5条申請 16件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、川松委員は採決に加わることができませんので、よろしくお願いたします。

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。



議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

14ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定請が4筆です。

貸借期間は令和4年5月11日から令和14年5月10日までです。

15ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は54筆、使用貸借権の設定は14筆です。

貸借期間は令和4年6月1日から令和9年12月31日までが1筆、令和4年6月1日から令和14年12月31日までが67筆です。

20ページ総括表をお願い致します。

田 65筆 27,905㎡ 畑 7筆 3,126.64㎡ 合計 72筆 31,031.64㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案21ページをお願い致します。

議案 第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

22ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は54筆、使用貸借権の設定は14筆です。

貸借期間は令和4年6月1日から令和9年12月31日までが1筆、令和4年6月1日から令和14年12月31日までが67筆です。

27ページ総括表をお願い致します。

田 62筆 24,497㎡ 畑 6筆 2,138.64㎡ 合計 68筆 26,635.64㎡になります。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、橋本淳委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の

方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。  
次に日程第7 議案第22号 下限面積(別段の面積)の設定について を議題といたします。  
事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案28ページをお願いします。  
議案第22号 下限面積(別段の面積)の設定についてです。  
農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について、農業委員会の承認を求める。本日付け提出、会長名でございます。  
続いて、29ページをお願い致します。  
下限面積については、農地法第3条許可申請の許可を受ける場合に満たさなければならない許可基準の1つになります。農地を農地として、権利の移転・設定を受ける場合には、取得する農地を含めて耕作する農地が一定の面積以上なければならないこととなっており、愛知県は50アールとなっておりますが、市町村の状況に応じて面積を定めることができるとなっております。  
農業委員会では、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議しており、平成28年4月の定例農業委員会 農地部会でご審議いただき、下限面積30アールから現行の20アールに変更することとし、現在に至っております。  
平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の別段を定め、農林水産省令で定めるところにより、これらの公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。  
農業委員会の適正な事務実施についてが、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。  
このため、今年度下限面積の設定について、現行の20アールの変更は行わないことを提案いたします。  
理由としましては、2015年農林業センサスで、管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家の4割を超えていること。また農地法第30条に基づく利用状況調査を踏まえ、地域の農業従事者の高齢化、相続による不在地主の増加、地域農業を支える担い手不足等を勘案すると、今後、遊休農地の増加が予想され、新規就農者の参入を促進す

る必要があるためでございます。  
説明は以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これより採決いたします。  
議案第22号 下限面積(別段の面積)の設定について、原案どおり設定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8 報告第10号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

31 ページをお願いします。  
報告第10号現況証明の報告についてです。  
現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。  
32 ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

大正14年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和51年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、33 ページをお願いします。報告第11号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

34 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号届出です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

集合住宅による転用でございます。

35 ページ総括表をお願いします。

申請件数 1件 畑 2筆 1,083 m<sup>2</sup> です。

つづきまして 36 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、37 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の(権利設定)の届出です。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

38 ページの総括表をお願いします。

申請件数 5件 田2筆 204 m<sup>2</sup> 畑3筆 559 m<sup>2</sup> 合計763 m<sup>2</sup>です。

つづきまして、39 ページをお願いします。

報告第12号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

40 ページをお願いいたします。

番号1番、2番は受人が同一のため一括で説明いたします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

(番号2申請地、地目、面積朗読)

自作するための、賃借権の解除です。

(番号3申請地、地目、面積朗読)  
農地転用のための、賃借権の解除です。

(番号4申請地、地目、面積朗読)  
埋め立てのための賃借権の解除です。

(番号5申請地、地目、面積朗読)  
農地転用のための賃借権の解除です。

番号6番、7番は受人が同一のため一括で説明いたします。

(番号6申請地、地目、面積朗読)

(番号7申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための、賃借権の解除です。

41ページの総括表をお願いします。

申請件数 7件 田 6筆 4,522㎡ 畑3筆 1,130㎡ 合計9筆 5,652㎡です。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和4年第4回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

18番委員

竹田 八重子

19番委員

八木 章嘉